

学校選択制のご案内

令和8年度入学者対象

令和7年9月
調布市教育委員会

1 学校選択制とは

調布市立中学校に入学する場合、通学区域制度により住所地で入学する学区域の学校（指定校）が決められています。学校選択制は中学校入学時、指定校以外の学校でも入学を希望すれば、受入れ可能な人数の範囲内で入学することができる制度です。

2 学校選択ができる方

- (1) 調布市に在住し、令和8年4月に新一年生として市立中学校に入学予定の方
- (2) 上記の対象者のうち、提出期限までに学校選択制希望票を提出した方

3 学校選択制で選べる学校

すべての調布市立中学校から1校を選択して希望することができます。ただし、学区域の学校（指定校）を希望する方が優先されますので、それぞれの学校の受入れ予定人数を超えた場合は抽選となることがありますので御留意ください。

※ 令和8年度の各中学校の学校選択制受入れ予定人数については、11月初旬頃に御家庭に郵送する「就学(入学)通知書／就学(入学)予定連絡票兼学校選択制希望票」に同封の案内にてお知らせします。

4 学校選択制希望者が受入れ予定人数を超えた場合

特定の学校に学区域外からの希望が集中して教室数などの施設面で希望者全員の受入れが困難な場合には、公開抽選により入学者を決定します。

- (1) 抽選の対象となる方は、学区域外からの希望者です。**(抽選が実施された場合でも、学区域の学校（指定校）には全員入学することができます。)**
- (2) 抽選をする場合は、抽選対象者に日時・会場を通知します。また、調布市のホームページでも抽選となった学校を公表しますので御確認ください。

5 学校選択制の手続き

11月初旬頃に「就学(入学)通知書／就学(入学)予定連絡票兼学校選択制希望票」をご自宅に郵送いたします。内容をよく御確認いただき、「学校選択制希望票」を締切日までに御提出ください。締切日以降の提出については、いかなる理由であっても認められません。御注意ください。

※ 学校選択制を利用する方と、学校選択制を利用せず指定校を希望する方では提出期限（締切日）が異なります。

○学校選択制を利用する方の「学校選択制希望票」の提出期限（締切日）

令和7年11月13（木）必着

6 学校選択制のスケジュールについて(予定)

令和7年								令和8年	
9月上旬	9月～10月	10月下旬～11月初旬	11月13日	11月19日～11月26日	12月3日	12月16日	12月下旬	2月6日	4月
制度案内等を配布または郵送	各学校で学校説明会を実施	「就学（入学）通知書 / 学校選択制希望票」を御自宅に郵送	選択希望票の提出期限 （学区域外の学校を希望する方）	申請状況の中間公表 及び変更・辞退申請期間	申請状況の最終公表（抽選実施の有無を公表）	公開抽選実施（必要な学校のみ）	選択希望申請結果の通知（「就学（入学）通知書 / 学校選択制希望票」を郵送	「就学（入学）予定連絡票」の提出 （学区域の学校を希望する方・選択制により学校が変わった方）	「入学式」 提出 「就学（入学）通知書」を中学校へ

7 学校の情報

(1) 学校説明会

お子さまや保護者の方に学校の様子を直接御覧いただくことができるよう、各中学校では学校説明会の実施を予定しています。説明会の日程は、「調布市立中学校 学校公開日程などのご案内」（P22）を御覧ください。詳細については直接学校に御確認ください。

※ 学校へお越しの際は、上履きをお持ちください。

(2) 学校案内(P6)

部活動実施状況の一覧や各中学校の特色等を記載しています。また、同様の情報を調布市のホームページにもカラーで掲載しています。

(4) 中学校のホームページ

各中学校の情報がホームページに公開されています。また、各学校のホームページでは毎月発行している学校だよりが公開されています。学校だよりは、教育会館1階情報コーナーにあるほか、市立小学校には、近隣中学校の学校だよりが届いています。

市ホームページ



中学校ホームページ



8

学校を選択する際の注意点

- (1) 学校説明会などを通じて、学校の教育活動や様子を実際に御覧いただき、お子さまと十分に御相談のうえ、希望に沿った学校をお選びください。
- (2) 学校選択制により希望する学校に決まった場合には、選択希望を変更・辞退することはできませんので、学校選択制希望票の提出には慎重に御検討ください。
やむを得ず、学校選択制希望票を提出後に取り下げの場合には、変更・辞退申請期間中に必ず届出をしてください。《変更・辞退申請期間：11/19～11/26》
- (3) 通学は「徒歩」または「公共交通機関（電車・バス）」になります。
※ 学校選択制で希望した学校への自転車通学は認められていません。
通学の安全に保護者として責任が持てるよう、通学の方法や所要時間などを考慮し、ルールを厳守したうえで、卒業まで無理なく通える学校をお選びください。
また、学区外からの通学について、各学校で安全に配慮した対応を行っております。学校からの指示には必ず従うようお願いいたします。
- (4) 兄姉が在学中であることを理由とした弟妹の優先的な入学はできません。
また、双子など新1年生同士の兄弟姉妹であっても、同じ学区外の学校を希望する場合は、それぞれで申込みいただき、その結果により入学先を決定します。
- (5) 調布市立第七中学校はしうち教室への入室については、面談等別途手続きが必要となります。第七中学校入学・在籍が入室の条件ではありませんので、選択する際は御留意ください。詳しくは、指導室（電話 042-481-7718・7719）に御相談ください。
- (6) 特別支援学級への就学については、状況に応じて適切な教育を受けることができるように「就学相談」が必要となります。教育相談所（電話 042-481-7634）に御相談ください。

9

学校選択制に関するQ&A

Q 1 複数の学校を選択できますか？

A 選択できる学校は調布市立中学校8校のうち1校だけです。

Q 2 学校を選ぶ際に、理由の申し出は必要ですか？

A 必要ありません。学校公開などで、実際に学校を御覧いただき、お子さまと十分に御相談のうえ、希望の中学校を選択してください。

Q 3 私立（国立・都立）中学校受験も検討していますが、合格発表は2月頃になります。学区外の市立中学校に入学することになる場合も考え、学校選択制希望票を提出することはできますか？

A 提出することができます。

なお、調布市立中学校以外の私立中学校等への入学が決まりましたら、学校長が発行する「入学承諾（許可）書」などを速やかに学務課に提出（郵送可）してください。すぐに提出できない場合は、必ず電話にて御連絡をお願いします。

私立・国立・都立中学校への進学者数は、補欠登録者の繰り上げ当選に大きな影響を及ぼしますので、速やかにお手続きをお願いします。

Q 4 個別の事情は配慮されないのですか？

A 公平で透明性のある入学制度実現のため、個別事情についての申し出はお受けできません。

Q 5 学校選択制希望票を提出しましたが、指定校に戻りたい（もしくは違う学校を選択したい）場合はどうすればよいですか？

A 変更・辞退申請期間内（11/19～11/26）に、学務課にて申請してください。申請期間を過ぎますと、変更・辞退はできなくなりますので、御注意ください。

Q 6 抽選はどのような場合に実施されるのですか？

A 申請状況の中間公表時（11/9）に希望者が受入れ人数を超えた場合は、抽選の可能性あります。抽選実施の有無については、12月3日の最終公表の際に調布市のホームページで公表するとともに、抽選対象者には個別に日時を通知します。

Q 7 調布市立以外の学校は、選択の対象にはならないのですか？

A この学校選択制で選択できる学校は調布市立中学校のみで、他の自治体の学校を選択することはできません。また、調布市に居住していない方は対象外となります。

Q 8 中学校入学後に調布市内転居の予定があり、4月の入学時から転居先の学区域の学校に通いたい場合はどうなりますか？

A 令和8年4月から令和9年3月末までに市内転居が確実で、令和8年4月の入学時から転居先の学区域の学校へ入学を希望する方で、学校選択制希望票の提出期限までに契約等を取り交わしている場合は、転居先住所・転居時期等の記載がある売買契約書や賃貸借契約書などの写しを添付のうえ、学校選択制希望票を御提出ください。転居先の学区域の学校へ入学することができます。

Q 9 中学校入学前に調布市内で転居の予定がありますが、転居前（現在居住している）の学区域の学校に通いたい場合どうなりますか？

A 中学校入学前に市内転居が確実で、転居前の学区域の学校へ入学を希望する方は、11月13日（木）までに学校選択制希望票を提出する必要があります。市内転居を御検討中等の場合は、事前に学務課まで御相談ください。

Q 10 調布市へ転入した場合、入学する学校を選ぶことはできますか？

A ・学校選択制希望票の提出期限（11/13）までに転入した場合は、学校選択制度の対象者となります。学区域以外の学校への入学を希望する方は、期限までに学校選択制希望票を御提出ください。
・学校選択制希望票の提出期限を過ぎた後（11/14以降）、令和8年2月27日までに転入した場合は、受入予定人数を超えた学校以外であれば選択できる場合がありますので、学務課に御相談ください。

Q 1 1 提出期限を過ぎても学校選択制希望票の提出はできますか？

A 提出期限を過ぎた場合、お受けすることはできません。期限内に必ず御提出ください。

Q 1 2 自転車通学はできますか？

A できません。徒歩または公共交通機関を利用しての通学となります。3年間通学することになるので、無理せず通学できる学校を選択してください。

また、入学後は学校が定めているルールに従い通学するようお願いします。

＜問合せ先＞

調布市教育委員会 教育部学務課

住所 〒182-0026 調布市小島町 2-36-1 教育会館 1 階

電話 042-481-7473・7474